

平成16年度

食料・農林水産業・農山漁村に関する意向調査 中山間地域等直接支払制度における 集落協定代表者への意向調査結果

この調査は、平成12年度に市町村長に集落協定の認定を受け、平成14年度の中山間地域等直接支払交付金の交付対象となった集落の代表者 3,000名に対して実施し、2,507名の回答を得た。(平成16年8月上旬から中旬にかけて調査を実施。)

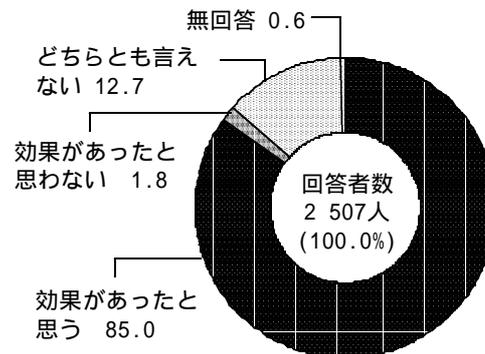
調査結果の概要

1 集落協定の締結による効果の有無

- 「効果があったと思う」が9割 -

集落協定の締結により、農業生産活動等に対して効果があったと思うかは、「効果があったと思う」が9割を占めている。

図1 集落協定の締結による効果の有無

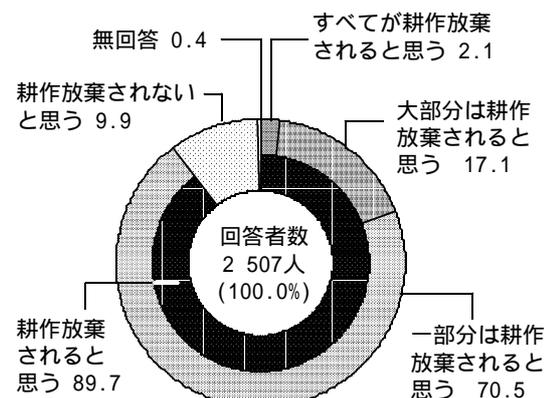


2 交付金の交付が廃止された場合の耕作放棄に関する意識

- 「耕作放棄されると思う」が9割 -

中山間地域等直接支払交付金の交付が廃止された場合、今後5年間に集落協定の対象となっている農用地が耕作放棄されると思うかは、「耕作放棄されると思う」が9割を占めている。

図2 交付金の交付が廃止された場合の耕作放棄に関する意識



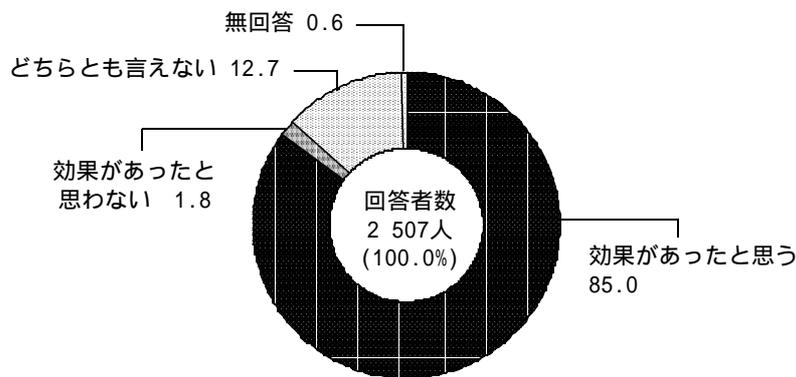
解説

1 集落協定の締結による効果の有無

- 「効果があったと思う」が9割 -

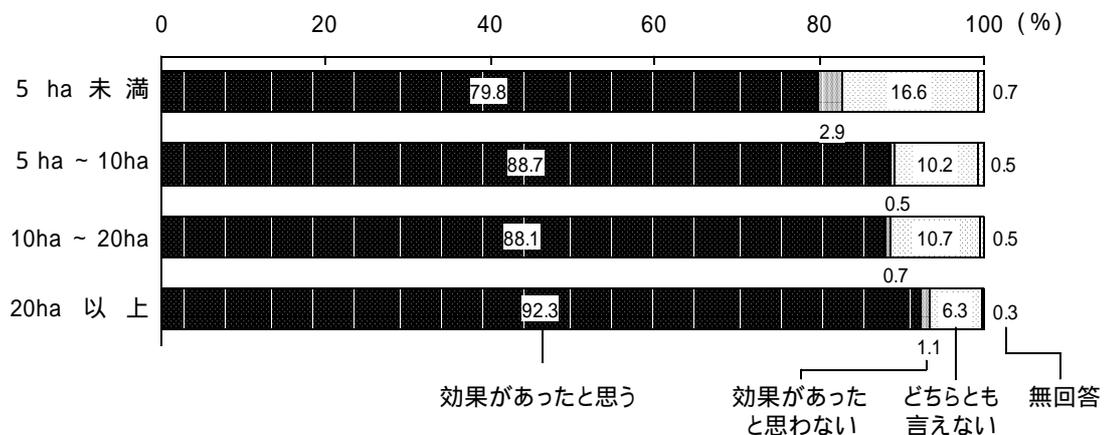
- (1) 集落協定の締結により、農業生産活動等に対して効果があったと思うかは、「効果があったと思う」が85.0%、「効果があったと思わない」が1.8%、「どちらとも言えない」が12.7%となっている。

図3-1 集落協定の締結による効果の有無



- (2) これを協定対象農用地面積規模別にみると、「効果があったと思う」は、「5 ha未満」が79.8%、「5 ha以上10ha未満」が88.7%、「10ha以上20ha未満」が88.1%、「20ha以上」が92.3%となっており、規模が大きくなるほど高い割合となっており、5 ha未満と20ha以上では12.5ポイントの差がある。

図3-2 協定対象農用地面積規模別

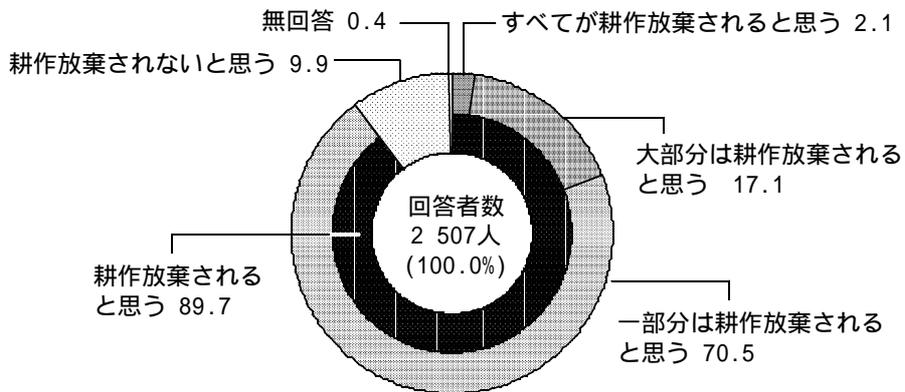


2 交付金の交付が廃止された場合の耕作放棄に関する意識

- 「耕作放棄されると思う」が9割 -

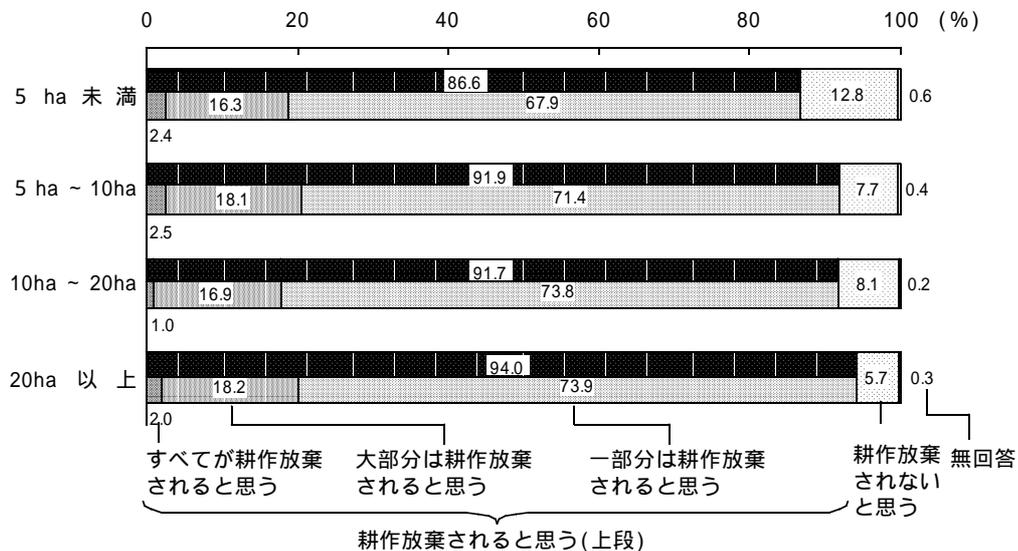
- (1) 中山間地域等直接支払交付金の交付が廃止された場合、今後5年間に集落協定の対象となっている農用地が耕作放棄されると思うかは、「すべてが耕作放棄されると思う」が2.1%、「大部分は耕作放棄されると思う」が17.1%、「一部分は耕作放棄されると思う」が70.5%となっており、集落協定代表者の9割が耕作放棄されると思っている。

図4-1 交付金の交付が廃止された場合の耕作放棄に関する意識



- (2) これを協定対象農用地面積規模別にみると、「耕作放棄されると思う」は、「5ha未満」が86.6%、「5ha以上10ha未満」が91.9%、「10ha以上20ha未満」が91.7%、「20ha以上」が94.0%となっており、規模が大きいほど高い割合となっている。

図4-2 協定対象農用地面積規模別

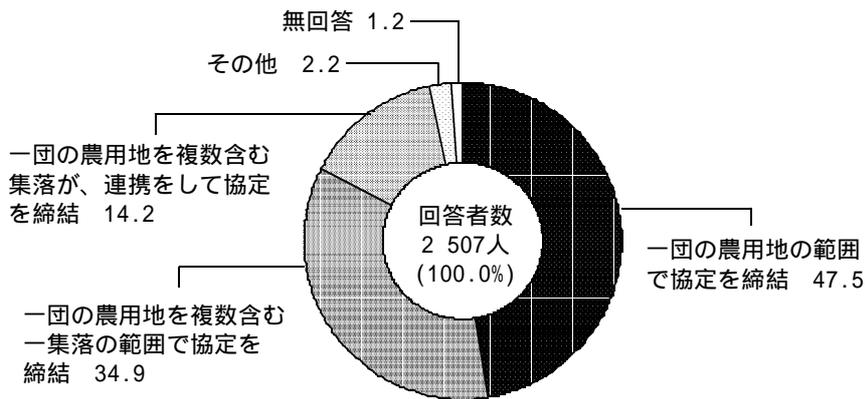


3 集落協定の締結範囲に関する意識

- 「一団の農用地の範囲で協定を締結」が5割 -

(1) 集落協定の締結範囲として適当と思う範囲は、「一団の農用地の範囲で協定を締結」が47.5%と最も高く、次いで「一団の農用地を複数含む一集落の範囲で協定を締結」が34.9%、「一団の農用地を複数含む集落が、連携をして協定を締結」が14.2%となっている。

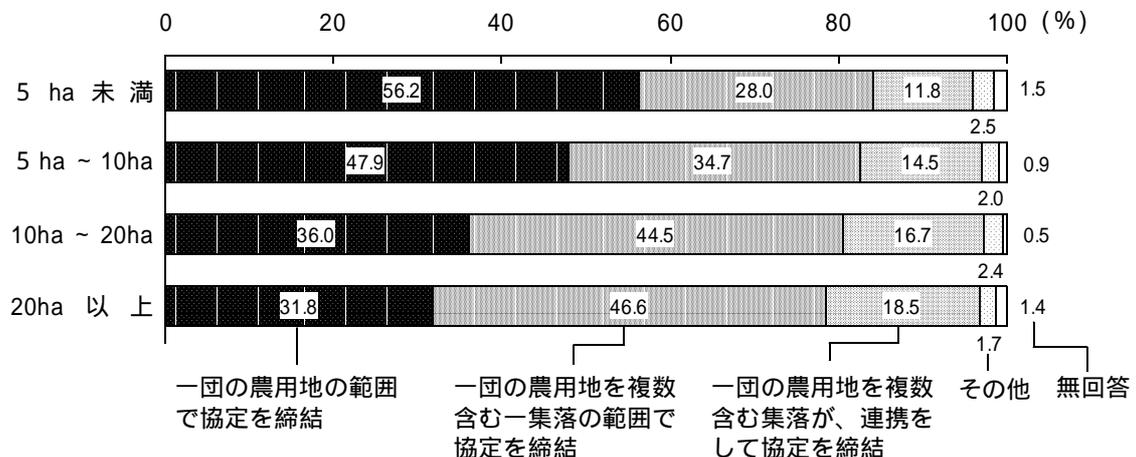
図5-1 集落協定の締結範囲に関する意識



(2) これを協定対象農用地面積規模別にみると、「一団の農用地の範囲で協定を締結」は、規模が大きくなるほど低い割合となっており、「5 ha未満」と「20ha以上」では24.4ポイントの差が生じている。

一方、「一団の農用地を複数含む一集落の範囲で協定を締結」及び「一団の農用地を複数含む集落が、連携をして協定を締結」は、規模が大きくなるほど高い割合となっている。

図5-2 協定対象農用地面積規模別

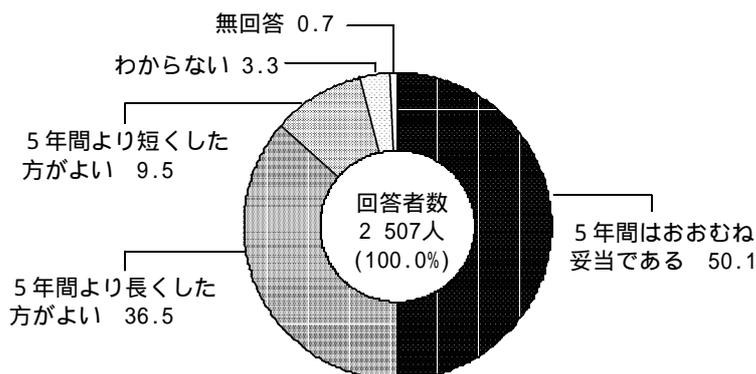


4 集落協定の締結期間（5年間）に関する意識

- 「おおむね妥当」が5割 -

集落協定の締結期間(5年間)をどう思うかは、「5年間はおおむね妥当である」が50.1%と最も高く、次いで「5年間より長くした方がよい」が36.5%、「5年間より短くした方がよい」が9.5%となっている。

図6 集落協定の締結期間（5年間）に関する意識

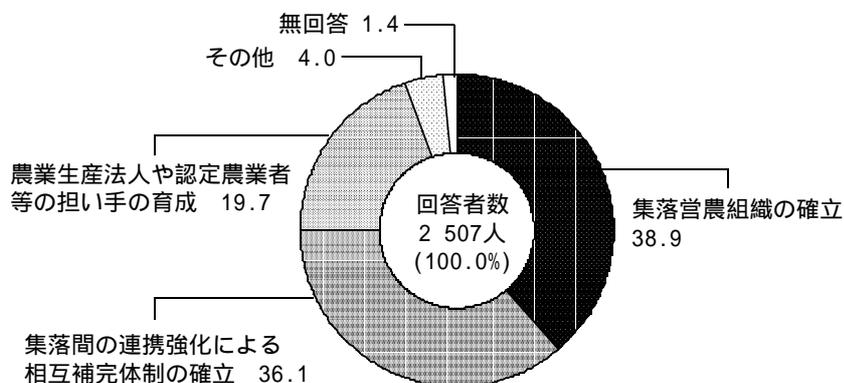


5 農業生産活動等を継続していくための取組内容に関する意向

- 「集落営農組織の確立」が4割 -

- (1) 農業生産活動等を継続していくために推進したい取組内容は、「集落営農組織の確立」が38.9%と最も高く、次いで「集落間の連携強化による相互補完体制の確立」が36.1%、「農業生産法人や認定農業者等の担い手の育成」が19.7%となっている。

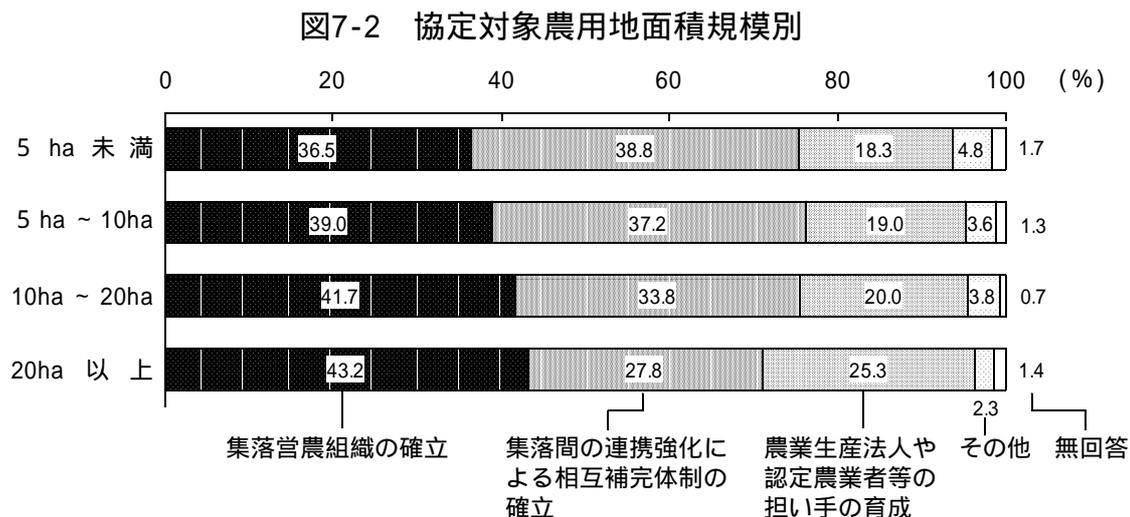
図7-1 農業生産活動等を継続していくための取組内容に関する意向



(2) これを協定対象農用地面積規模別にみると、「集落間の連携強化による相互補完体制の確立」は、規模が大きくなるほど低い割合となっており、「5 ha未満」と「20ha以上」では11.0ポイントの差が生じている。

一方、「集落営農組織の確立」及び「農業生産法人や認定農業者等の担い手の育成」は、規模が大きくなるほど高い割合となっている。

また、農政局等別には、北海道は「農業生産法人や認定農業者等の担い手の育成」が51.1%と他の地域の20%程度と大きく異なっている。



6 本制度と連携が必要と思う施策に関する意識

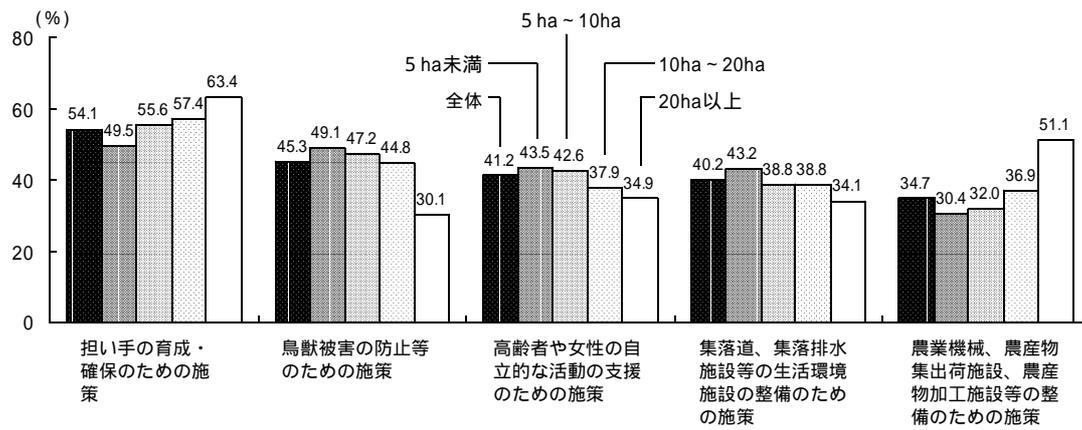
- 「担い手の育成・確保のための施策」が5割 -

(1) 農業生産活動を継続していくために、本制度と連携が必要と思う施策（複数回答）は、「担い手の育成・確保のための施策」が54.1%と最も高く、次いで「鳥獣被害の防止等のための施策」が45.3%、「高齢者や女性の自立的な活動の支援のための施策」が41.2%、「集落道、集落排水施設等の生活環境施設の整備のための施策」が40.2%、「農業機械、農産物集出荷施設、農産物加工施設等の整備のための施策」が34.7%などとなっている。

(2) これを協定対象農用地面積規模別にみると、「担い手の育成・確保のための施策」及び「農業機械、農産物集出荷施設、農産物加工施設等の整備のための施策」は、規模が大きくなるほど高い割合となっており、5 ha未満と20ha以上では、それぞれ13.9ポイント、20.7ポイントの差が生じている。

一方、「鳥獣被害の防止等のための施策」、「高齢者や女性の自立的な活動の支援のための施策」、「集落道、集落排水施設等の生活環境施設の整備のための施策」は、規模が大きくなるほど低い割合となっている。

図8 本制度と連携が必要と思う施策に関する意識（主なもの）（複数回答）



【 統 計 表 】

1 集落協定の締結による効果の有無について

単位：%

区 分	回 答 者 数	計	効果があった と思う	効果があった と思わない	どちらとも 言えない	無 回 答	区 分	
計	1	2 507	100.0	85.0	1.8	12.7	0.6	1
		人						
協定対象農用地面積規模別								
5 ha 未 満	2	1 176	100.0	79.8	2.9	16.6	0.7	2
5 ha 以 上 10 ha 未 満	3	559	100.0	88.7	0.5	10.2	0.5	3
10 ha 以 上 20 ha 未 満	4	420	100.0	88.1	0.7	10.7	0.5	4
20 ha 以 上	5	352	100.0	92.3	1.1	6.3	0.3	5
農 政 局 等 別								
北 海 道	6	47	100.0	85.1	-	14.9	-	6
東 北	7	391	100.0	86.2	1.3	12.5	-	7
関 東	8	263	100.0	80.6	3.8	15.2	0.4	8
北 陸	9	196	100.0	89.3	2.6	8.2	-	9
東 海	10	120	100.0	80.0	4.2	15.0	0.8	10
近 畿	11	215	100.0	81.9	0.5	17.2	0.5	11
中 国 四 国	12	758	100.0	85.9	1.8	12.0	0.3	12
九 州 ・ 沖 縄	13	517	100.0	85.7	0.8	11.8	1.7	13

2 交付金の交付が廃止された場合の耕作放棄に関する意識について

単位：%

区 分	回答者数	計	耕作放棄されると思う			耕作放棄 されない と思う	無 回 答	区 分		
			小計	すべてが 耕作放棄 される と思う	大部分は 耕作放棄 される と思う				一部分は 耕作放棄 される と思う	
計	1	2 507	100.0	89.7	2.1	17.1	70.5	9.9	0.4	1
人										
協定対象農用地面積規模別										
5 ha 未 満	2	1 176	100.0	86.6	2.4	16.3	67.9	12.8	0.6	2
5 ha 以上 10 ha 未 満	3	559	100.0	91.9	2.5	18.1	71.4	7.7	0.4	3
10 ha 以上 20 ha 未 満	4	420	100.0	91.7	1.0	16.9	73.8	8.1	0.2	4
20 ha 以上	5	352	100.0	94.0	2.0	18.2	73.9	5.7	0.3	5
農 政 局 等 別										
北 海 道	6	47	100.0	91.5	-	21.3	70.2	8.5	-	6
東 北	7	391	100.0	89.8	3.6	20.2	66.0	10.0	0.3	7
関 東	8	263	100.0	85.9	1.9	11.8	72.2	13.7	0.4	8
北 陸	9	196	100.0	94.4	3.6	17.3	73.5	5.6	-	9
東 海	10	120	100.0	84.2	0.8	12.5	70.8	15.0	0.8	10
近 畿	11	215	100.0	88.8	0.9	12.1	75.8	10.7	0.5	11
中 国 四 国	12	758	100.0	91.3	1.6	17.9	71.8	8.4	0.3	12
九 州 ・ 沖 縄	13	517	100.0	89.0	2.3	18.8	67.9	10.1	1.0	13

3 集落協定の締結範囲に関する意識について

単位：%

区 分	回答者数	計	一団の農用地の範囲で協定を締結	一団の農用地を複数含む一集落の範囲で協定を締結	一団の農用地を複数含む集落が、連携をして協定を締結	その他	無回答	区分	
計	1	2 507	100.0	47.5	34.9	14.2	2.2	1.2	1
人									
協定対象農用地面積規模別									
5 ha 未満	2	1 176	100.0	56.2	28.0	11.8	2.5	1.5	2
5 ha 以上 10 ha 未満	3	559	100.0	47.9	34.7	14.5	2.0	0.9	3
10 ha 以上 20 ha 未満	4	420	100.0	36.0	44.5	16.7	2.4	0.5	4
20 ha 以上	5	352	100.0	31.8	46.6	18.5	1.7	1.4	5
農 政 局 等 別									
北 海 道	6	47	100.0	34.0	31.9	25.5	4.3	4.3	6
東 北	7	391	100.0	42.5	36.3	18.4	2.0	0.8	7
関 東	8	263	100.0	53.2	33.1	9.9	1.9	1.9	8
北 陸	9	196	100.0	38.8	43.9	14.3	1.5	1.5	9
東 海	10	120	100.0	57.5	27.5	10.0	3.3	1.7	10
近 畿	11	215	100.0	49.3	36.7	11.2	2.3	0.5	11
中 国 四 国	12	758	100.0	50.5	33.5	12.5	2.5	0.9	12
九 州 ・ 沖 縄	13	517	100.0	45.6	34.4	16.6	1.9	1.4	13

4 集落協定の締結期間（5年間）に関する意識について

単位：%

区 分	回答者数	計	5年間は おおむね 妥当である	5年間より 短くした 方がよい	5年間より 長くした 方がよい	わからない	無 回 答	区 分	
計	1	2 507	100.0	50.1	9.5	36.5	3.3	0.7	1
人									
協定対象農用地面積規模別									
5 ha 未 満	2	1 176	100.0	52.0	10.0	32.4	4.7	0.9	2
5 ha 以上 10 ha 未 満	3	559	100.0	47.8	8.9	39.9	2.9	0.5	3
10 ha 以上 20 ha 未 満	4	420	100.0	50.5	9.5	38.6	1.2	0.2	4
20 ha 以上	5	352	100.0	46.6	8.2	42.0	2.0	1.1	5
農 政 局 等 別									
北 海 道	6	47	100.0	44.7	2.1	53.2	-	-	6
東 北	7	391	100.0	46.3	6.4	42.7	4.3	0.3	7
関 東	8	263	100.0	54.8	6.8	29.3	7.2	1.9	8
北 陸	9	196	100.0	52.6	15.8	29.6	1.0	1.0	9
東 海	10	120	100.0	49.2	10.8	34.2	3.3	2.5	10
近 畿	11	215	100.0	52.6	11.2	31.2	4.7	0.5	11
中 国 四 国	12	758	100.0	53.3	11.6	32.1	2.8	0.3	12
九 州 ・ 沖 縄	13	517	100.0	44.5	7.2	45.6	1.9	0.8	13

5 農業生産活動等を継続していくための取組内容に関する意向について

単位：%

区 分	回答者数	計	農業生産法人や認定農業者等の担い手の育成	集落営農組織の確立	集落間の連携強化による相互補完体制の確立	その他	無回答	区分	
計	1	2 507	100.0	19.7	38.9	36.1	4.0	1.4	1
協定対象農用地面積規模別		人							
5 ha 未満	2	1 176	100.0	18.3	36.5	38.8	4.8	1.7	2
5 ha 以上 10 ha 未満	3	559	100.0	19.0	39.0	37.2	3.6	1.3	3
10 ha 以上 20 ha 未満	4	420	100.0	20.0	41.7	33.8	3.8	0.7	4
20 ha 以上	5	352	100.0	25.3	43.2	27.8	2.3	1.4	5
農 政 局 等 別									
北 海 道	6	47	100.0	51.1	12.8	34.0	2.1	-	6
東 北	7	391	100.0	17.4	42.5	36.8	2.6	0.8	7
関 東	8	263	100.0	16.7	38.0	38.8	4.6	1.9	8
北 陸	9	196	100.0	20.4	39.8	34.2	4.1	1.5	9
東 海	10	120	100.0	15.8	37.5	37.5	6.7	2.5	10
近 畿	11	215	100.0	25.1	35.8	32.6	5.6	0.9	11
中 国 四 国	12	758	100.0	18.5	37.7	38.0	4.6	1.2	12
九 州 ・ 沖 縄	13	517	100.0	20.3	41.8	33.3	2.7	1.9	13

6 本制度と連携が必要と思う施策に関する意識について（複数回答）

区 分	回答者数	計	農業機械、農産物集出荷施設、農産物加工施設等の整備のための施策	ほ場整備等の土地基盤整備のための施策	担い手の育成・確保のための施策	鳥獣被害の防止等のための施策
計	2 507	100.0	34.7	28.6	54.1	45.3
人						
協定対象農用地面積規模別						
5 ha 未満	1 176	100.0	30.4	30.7	49.5	49.1
5 ha 以上 10 ha 未満	559	100.0	32.0	27.0	55.6	47.2
10 ha 以上 20 ha 未満	420	100.0	36.9	24.0	57.4	44.8
20 ha 以上	352	100.0	51.1	29.3	63.4	30.1
農 政 局 等 別						
北 海 道	47	100.0	48.9	61.7	66.0	25.5
東 北	391	100.0	33.2	36.3	57.5	13.3
関 東	263	100.0	29.7	32.3	51.3	54.4
北 陸	196	100.0	38.8	33.7	60.2	24.5
東 海	120	100.0	35.0	18.3	53.3	59.2
近 畿	215	100.0	37.7	24.7	54.0	53.0
中 国 四 国	758	100.0	35.5	19.5	54.7	59.5
九 州 ・ 沖 縄	517	100.0	33.3	33.1	48.9	47.2

単位：%

農村地域の資源を活用した産業振興による就業機会の確保のための施策	都市住民と観光立村のための施策	集落道、集落排水等の生活環境整備のための施策	高齢者や女性の自立的な活動の支援のための施策	その他	他の施策との連携は必要ない	無回答	区分
25.7	15.1	40.2	41.2	1.6	0.2	1.0	1
23.3	12.3	43.2	43.5	1.8	0.1	1.4	2
25.6	17.4	38.8	42.6	0.9	0.2	0.9	3
28.3	17.4	38.8	37.9	1.7	0.5	0.5	4
31.0	18.2	34.1	34.9	2.0	-	0.3	5
17.0	14.9	27.7	34.0	-	-	-	6
35.0	16.4	50.6	41.9	0.5	0.5	0.8	7
20.5	19.8	33.8	45.2	2.3	-	0.4	8
25.0	16.8	48.0	38.3	2.0	-	0.5	9
24.2	13.3	35.0	45.8	3.3	-	0.8	10
27.4	15.8	42.3	35.8	2.8	-	-	11
25.5	11.3	34.0	45.8	1.3	-	0.8	12
22.4	16.8	43.1	34.6	1.5	0.4	2.5	13

【利用上の注意】

1 調査の内容

本調査は、中山間地域等直接支払制度が地域に与えた効果や今後の課題等の検討資料とするため、集落協定代表者が本制度導入の効果や今後の意向等について、どのように考えているのかを把握したものである。

2 調査対象

「中山間地域等直接支払交付金実施要領」により市町村長が策定した「中山間地域等直接支払市町村基本方針」に基づき、平成12年度に市町村長に集落協定が認定され、平成14年度に同交付金の交付対象となっている集落協定の代表者

3 標本抽出等

平成12年度に認定され、平成14年度に交付金の交付対象となっている集落協定数の構成割合に応じて整理したリストから、系統抽出法により3,000名を抽出した。

4 実施時期

平成16年8月上旬～中旬

5 調査方法

地方農政局、地方農政局取りまとめ統計・情報センター、北海道統計・情報事務所、北海道取りまとめ統計・情報センター及び沖縄総合事務局からの郵送調査により行った。

6 調査票の回収率等

配付者数 (人)	回答者数 (人)	回収率 (%)
3,000	2,507	83.6

7 用語の説明等

(1) 農政局等の区分は次のとおりである。

北海道：北海道
東北：青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東：茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
北陸：新潟、富山、石川、福井
東海：岐阜、愛知、三重
近畿：滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山
中国・四国：鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州・沖縄：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(2) 統計表の各回答率は、各設問（各区分）の有効回答者数計を 100.0とする割合である。

なお、標本誤差は回答者数と回答率によって異なっており、回答者数別の標本誤差の範囲（95%は信頼できる誤差の範囲）は、おおむね次のとおりであり、利用に当たっては注意願いたい。

標本誤差の範囲とは、例えば、ある選択肢の回答率が50%の場合、2,500戸を取りまとめた結果では、同調査（2,500戸を取りまとめ）を100回行ううちの95回は、48.0%～52.0%（50%の上下2.0%）の範囲の中に収まるというものである。

回答率 回答者数	10% (又は90%)	20% (又は80%)	30% (又は70%)	40% (又は60%)	50%
2500	±1.2	±1.6	±1.8	±1.9	±2.0
2000	±1.3	±1.8	±2.0	±2.1	±2.2
1500	±1.5	±2.0	±2.3	±2.5	±2.5
1000	±1.9	±2.5	±2.8	±3.0	±3.1
800	±2.1	±2.8	±3.2	±3.4	±3.5
600	±2.4	±3.2	±3.7	±3.9	±4.0
400	±2.9	±3.9	±4.5	±4.8	±4.9
200	±4.2	±5.5	±6.4	±6.8	±6.9
100	±5.9	±7.8	±9.0	±9.6	±9.8
50	±8.3	±10.1	±12.7	±13.6	±13.9

注：標本誤差の範囲は、 $\pm 1.96 \times \sqrt{\frac{\text{回答率} \times (1 - \text{回答率})}{\text{回答者数}}}$ により求めた。

(3) 表示単位未満を四捨五入したため、計と内訳の積み上げ値は必ずしも一致しない。

(4) 統計表に使用した記号「-」は、事実のないことを表す。

(5) 統計表の数値の中には、回答者数の少ないものもあるので、利用に当たっては、十分注意されたい。

連絡先

農林水産省 大臣官房 情報課 業務第2班
 電話（代表） 03(3502)8111 内線2577
 （直通） 03(3502)8449

この資料は、農林水産省ホームページ【<http://www.maff.go.jp/>】の「施策の動き・情報 食と農林水産業の地域情報・意向調査」で御覧いただけます。